

「指定希少野生動植物種および指定外来種の追加指定(案)」に 対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

令和元年12月20日(金)から令和2年1月20日(月)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「指定希少野生動植物種および指定外来種の追加指定(案)」についての意見・情報の募集を行った結果、1名の方から、計2件の意見・情報が寄せられました。

また、並行して市町等に対する意見聴取を行った結果、1市から計3件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見等について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を別紙に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとされています。

2 提出された意見・情報の内訳

項目	県民	市町等
指定希少野生動植物種の追加指定	2	0
指定外来種の追加指定	0	3
合計	2	3

3 今後の予定

令和2年3月 指定の告示
7月 施行

4 指定希少野生動植物種および指定外来種の追加指定(案)

別添のとおり

(参考) これまでの経過

- 平成31年 2月19日 野生動植物との共生に関する検討会(追加指定候補の選定)
- 令和元年 6月13日 野生動植物との共生に関する検討会(追加指定候補の選定)
- 7月 8日 庁内各課への指定案に係る意見照会
- 8月 22日 野生動植物との共生に関する検討会(審議会諮問資料の確認)
- 8月 28日 滋賀県環境審議会への諮問
- 9月 12日 滋賀県環境審議会自然環境部会(第2回)
滋賀県環境審議会答申
- 10月～11月 関係者調整
- 12月 16日 環境・農水常任委員会報告(意見募集案)
- 12月 20日 県民政策コメント、市町への追加指定案に係る意見照会(募集開始)
- 令和2年 1月 20日 県民政策コメント、市町への追加指定案に係る意見照会(募集締切)

1. 県民政策コメントにより寄せられた意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

番号	意見・情報等(概要)	意見・情報等に対する考え方
指定希少野生動物種の追加指定について		
1	<p>現在の研究では、アブラヒガイは独立した種ではなく、ピワヒガイと同種であり、色が異なるだけではないのか。</p>	<p>アブラヒガイとピワヒガイは、頭部や胴体の形態と体色という外部形態に基づいて識別されています。</p> <p>最近の研究の一例として、ヒガイ類のミトコンドリア DNA の分析に基づく Komiya ほか (2013) の論文では、アブラヒガイとピワヒガイは、ミトコンドリア DNA では区別できないほど近縁ではあることを示しながら、アブラヒガイがピワヒガイからごく最近に進化したものであるとし、外部的特徴(形態および色彩)で区別できる別の種として扱っています。</p> <p>また、魚類の分類は、日本産の魚類の全種を網羅した図説である「日本産魚類検索 全種の同定」で採用されている体系が基準とされることが多いですが、その最新版「第3版」においても、アブラヒガイとピワヒガイは、それぞれ琵琶湖固有の種と広域分布するカワヒガイの琵琶湖固有亜種として位置づけられており、国(環境省)のレッドリストや滋賀県版レッドデータブック等でも、この分類体系が踏襲されています。</p> <p>以上のことから、原案のままとします。</p>
2	<p>アブラヒガイとピワヒガイの交雑個体の取り扱いはどうなるのか。</p>	<p>アブラヒガイの生息域とされる琵琶湖北部の岩礁域では、ピワヒガイも同所的に生息し、両種の交雑個体も生息している可能性があります。アブラヒガイに典型的とされる外部形態的特徴を持たない個体は、純粋なアブラヒガイではなくピワヒガイとの交雑個体である可能性が高いため、そのような個体は規制の対象外となります。</p> <p>なお、指定希少野生動物種に指定された種が生息する可能性のある場所において、その種が捕獲される可能性のある手法で魚類の採捕活動をされる場合には、アブラヒガイが捕獲されることを想定して、指定希少野生動物</p>

		<p>種の捕獲等の申請をしていただくことが必要になります。</p> <p>また、漁業などの生業による捕獲は規制の対象外になります。しかし、アブラヒガイが希少な種であることから、捕獲した場合に放流するなどの配慮をお願いしているところです。</p>
指定外来種の追加指定について		
3	オオクビキレガイの概要と個票で科名が異なるため、統一してはどうか。	ご指摘のとおり、「オカチョウジガイ科(オカクチキレガイ科)」に統一します。
4	ヒメリンゴマイマイの学名は「 <i>Cornu apersus</i> 」ではなく、「 <i>Cornu aspersus</i> 」ではないか。	ご指摘のとおり、「 <i>Cornu aspersus</i> 」に修正します。
5	カワリヌマエビ属について、指定外来種の選定基準の〈条件Ⅰ〉に「種(種類)の同定が容易で」とあるが、一般市民が形態的に在来と外来を容易に見分けることが可能であるのか、個票でも雄の特徴しか示されていないことから「種(種類)の同定が容易で」という点において〈条件Ⅰ〉を満たしているのか。	<p>〈条件Ⅰ〉に記載している「種(種類)の同定が容易」は、他の種との区別が容易であることを指しております。県内のヌマエビ科で比較した場合、カワリヌマエビ属と在来種のヌマエビとの区別は容易であることから、〈条件Ⅰ〉を満たしていると考えられます。</p> <p>また、ミナミヌマエビの滋賀県個体群と外来のカワリヌマエビ属との区別については、ミナミヌマエビの滋賀県個体群は近年確認されておらず、また、国内に生息するミナミヌマエビは生息地が限られていることから、ペットショップ等で流通しているミナミヌマエビを含むカワリヌマエビ属は外来のカワリヌマエビ属と考えて差し支えありません。また、野外で捕獲できるカワリヌマエビ属も外来のカワリヌマエビ属が野生化したものと考えて差し支えありません。</p> <p>以上のことから、原案のままとします。</p>

指定希少野生動植物種および指定外来種の追加指定(案)の概要について

(1) 指定希少野生動植物種の追加指定について

■指定希少野生動植物種の選定基準

指定希少野生動植物種は、以下の条件のいずれかに該当するものを選定します。

<条件Ⅰ> 滋賀県における生息・生育状況の保護が、当該種の保全上特に重要であるもの
⇒この条件で選定される種は、滋賀県の自然環境を特徴づける種と位置づけられるものです。

<条件Ⅱ> 観賞・愛玩等を目的として種を特定した捕獲・採取等が行われており、種の存続への影響がとりわけ憂慮されるもの

⇒指定希少野生動植物種に指定されることにより、野外で生きた個体を捕獲する等の行為が規制されます。このため、こうした行為が種の存続を脅かしていると考えられる種を指定することが効果的です。

■指定希少野生動植物種の追加指定(案)

分類群 (選定種数)	和名 (科名)	選定基準(該当する条件)
植物 (3種)	ヒモヅル (ヒカゲノカズラ科)	Ⅱ：日照条件と空中湿度に恵まれた林縁部の木本類に巻きついて生育するが、生育地の生育条件が悪化し、個体数が危機的水準まで減少しており、県内においては絶滅の危機に瀕しています。また、観賞等を目的として売買されています。
	マヤラン (ラン科)	Ⅱ：県内の生育地が限定され、個体数が少ないうえ、野生のランとして人気が高く、乱獲によって個体数が激減しており、危機的状況にあります。
	カツラカワアザミ (キク科)	Ⅰ：本種は滋賀県固有種で生育地が限定されており、開発等の生育地の改変により消滅の危険性が高い状況にあります。
魚類 (1種)	アブラヒガイ (コイ科)	Ⅰ・Ⅱ：本種は、琵琶湖水系固有種で琵琶湖沿岸の環境変化やオオクチバス等の外来魚による食害のほか、観賞魚としての採取圧により個体数が減少しており、県内において絶滅の危機に瀕しています。
合計 4種 (植物：3種 動物：1種)		

(2) 指定外来種の追加指定について

■指定外来種の選定基準

指定外来種は、以下の条件のいずれかに該当するものを選定します。

<条件Ⅰ> 滋賀県内の野外ですでに定着し、生態的影響や人の生命・身体、農林水産業への被害がとりわけ大きい、または、そのおそれがある外来種であること。生息・生育の抑制の実効性が確保できると期待され、優先的に防除対象とすべきもの。種(種類)の同定が容易で、個体単位で取り扱える体の大きさを持つこと。

⇒滋賀県の野外ですでに定着し、大きな影響が生じている、または、そのおそれがある外来種に対しては、適切な防除策が求められます。指定外来種に指定されることで、防除への取り組みが進むと期待されます。

<条件Ⅱ> 特定の目的で意図的に県内に、または、随伴・混入など非意図的に持ち込まれる外来種のうち、滋賀県内の野外で生息・生育した場合、生態的影響や人の生命・身体、農林水産業への被害が大きいと考えられるもの。

(特定の目的とは、観賞・愛玩・園芸・実験等のための飼育・栽培、狩猟・釣りのための放流等を指します。)

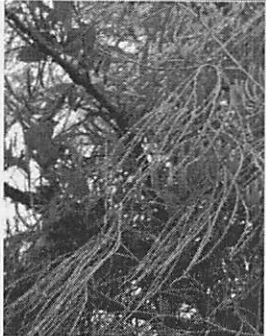
⇒指定外来種に指定されると、飼育個体の野外への放出が禁止され、販売者には購入者への説明が義務づけられ、飼育者には届出が求められるので、影響が予想されながら意図的に利用されている外来種の適正管理が進むと期待されます。

■指定外来種の追加指定 (案)

分類群 (選定種数)	和名 (科名)	選定基準 (該当する条件)
植物 (2種)	トゲチシャ (トゲチシャ) (キク科)	I : 道路や草地に生育し、葉や茎の裏面の主脈にはトゲがあります。県内においても侵入が確認されています。市街地の在来植物を基盤とする植生への影響と、トゲによる人体や家畜への被害が危惧されます。
	メリケントキンソウ (キク科)	I : 公園など地肌が見える明るい場所で生育し、トゲのある種子を形成します。県内においても侵入が確認されています。トゲによる人体や家畜への被害が危惧されます。
貝類 (3種)	ヒメリンゴマイマイ (マイマイ科)	II : 国内では大阪府、千葉県、茨城県などに定着しており、乾燥耐性が非常に強く、海外では農業被害を及ぼしています。滋賀県でも早期警戒が必要です。
	マダラコウラナメクジ (コウラナメクジ科)	II : 国内では北海道、長野県、埼玉県、茨城県、島根県などに定着しており、体長 15cm に達する超大型のナメクジであり、海外では農業被害を及ぼしています。また、在来種に悪影響を及ぼすおそれがあります。滋賀県でも早期警戒が必要です。
	オオクビキレガイ (オカチョウジガイ科(オカクチキレガイ科))	II : 国内では大阪府、兵庫県、和歌山県、山口県、福岡県、佐賀県、熊本県などに定着しており、乾燥に強く畑地で増殖が可能であり、農業被害や在来種への影響が危惧されます。滋賀県でも早期警戒が必要です。
甲殻類 (1種類)	カワリヌマエビ属(ミナミヌマエビの滋賀県個体群を除く) (ヌマエビ科)	I・II : 水槽で餌として飼育されていた個体や、栽培されていた水草に付着していたものが野外に捨てられ、野生化した可能性が高いと考えられます。在来のヌマエビなど、在来種への影響が懸念されます。
合計 6種類 (植物：2種 動物：4種類)		

指定希少野生動植物種の追加指定（案）（植物3種、魚類1種）個票


植物

和名	ヒモヅル	滋賀県レッドデータブック	絶滅危惧種
学名	<i>Lycopodium casuarinoides</i> Spring	環境省レッドリスト	絶滅危惧Ⅱ類(VU)
科名	ヒカゲノカズラ科	その他の指定	
選定基準の該当状況	条件Ⅰ()滋賀県における生息保護が、当該種の保全上重要である。 条件Ⅱ(○)種を特定した捕獲・採取圧が高く、存続が脅かされている。		
選定理由	生育地の生育条件が悪化し、個体数が危機的水準まで減少しており、県内においては絶滅の危機に瀕している。また、観賞等を目的として売買されている。		
地理的分布	本州(滋賀県、紀伊半島、山口県)、九州に分布する。		
生育環境	日照条件と空中湿度に恵まれた林縁部の木本類に巻きついて生育。		
種の特徴	つる性のシダ植物。熱帯から暖温帯の山地の疎林でつる状になり、木の枝からみつき高木をよじ登って生育する。		
特記事項	本種の既知の生育地では生育条件が悪化し、個体数が危機的水準まで減少しており、県内においては絶滅の危機に瀕している。		

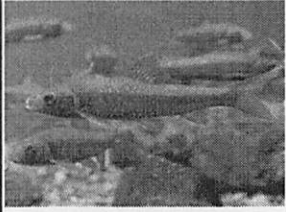
植物

和名	マヤラン	滋賀県レッドデータブック	絶滅危惧種
学名	<i>Cymbidium macrorhizon</i> Lindl.	環境省レッドリスト	絶滅危惧Ⅱ類(VU)
科名	ラン科	その他の指定	
選定基準の該当状況	条件Ⅰ()滋賀県における生息保護が、当該種の保全上重要である。 条件Ⅱ(○)種を特定した捕獲・採取圧が高く、存続が脅かされている。		
選定理由	県内の生育地が限定され、個体数が少ないうえ、野生のランとして人気が高く、乱獲によって個体数が激減しており、危機的状況にある。		
地理的分布	本州(関東地方以西)、四国、九州に分布する。		
生育環境	暖帯から亜熱帯の常緑広葉樹林や腐食土の多い安定した二次林に生育する。		
種の特徴	多年草で、無葉の腐生植物。7月～8月、茎頂に1～6個の白地に紅紫色の模様が入った花をつける。		
特記事項	野生ランとして人気が高いため、繁殖等に関してさまざまな研究がなされている。近年では、無菌培養による発芽が確認されている。		

植物


和名	カツラカワアザミ	滋賀県レッドデータブック	絶滅危惧種
学名	<i>Cirsium opacum</i> (Kitam.) Kadota	環境省レッドリスト	絶滅危惧 I B類(EN)
科名	キク科	その他の指定	
選定基準の該当状況	条件 I (○)滋賀県における生息保護が、当該種の保全上重要である。 条件 II ()種を特定した捕獲・採取圧が高く、存続が脅かされている。		
選定理由	本種は滋賀県固有種で生育地が限定されており、開発等の生育地の改変により消滅の危険性が高い状況にある。		
地理的分布	滋賀県に分布する。		
生育環境	暖温帯の日当たりの良い林道沿いや、湿り気の多い山の斜面、山地の林縁部や川岸周辺などに生育する。		
種の特徴	多年草。高さ1～2mになる大型の植物。頭花は数個が疎らな総状花序につき、點頭する。花期は9～10月。		写真提供： 滋賀自然環境研究会・大谷一弘
特記事項	滋賀県固有種。		

魚類

和名	アブラヒガイ	滋賀県レッドデータブック	絶滅危惧種
学名	<i>Sarcocheilichthys biwaensis</i>	環境省レッドリスト	絶滅危惧 I A類(CR)
科名	コイ科	その他の指定	
選定基準の該当状況	条件 I (○)滋賀県における生息保護が、当該種の保全上重要である。 条件 II (○)種を特定した捕獲・採取圧が高く、存続が脅かされている。		
選定理由	本種は、琵琶湖水系固有種で琵琶湖沿岸の環境変化やオオクチバス等の外来魚による食害のほか、観賞魚としての採取圧により個体数が減少しており、県内において絶滅の危機に瀕している。		
地理的分布	滋賀県に分布する。		
生息環境	琵琶湖北湖の岩礁帯や礫底域を中心に生息する。		
種の特徴	全長は最大20cm。吻部は長くてとがり、1対の短い口ひげがある。胸鰭基部の上に半月形の暗色斑がある。		写真提供： 滋賀県立琵琶湖博物館
特記事項	琵琶湖水系固有種。ビワヒガイ型と共通の祖先種から岩礁帯に適応して急速に進化したと考えられるが、詳しい生態は不明である。琵琶湖博物館では、本種の保護増殖が行われ系統保存が図られている。		

指定外来種の追加指定（案）（植物2種、貝類3種、甲殻類1種類）個票


植物

和名	トゲヂシャ（トゲチシャ）	滋賀県カテゴリー	中影響外来種
学名	<i>Lactuca scariola</i> L.	外来生物法	
科名	キク科	その他の指定	
選定基準の該当状況	条件Ⅰ（○）県内にすでに定着し、影響が相当に大きい。種を特定した防除の実効性が期待される。 条件Ⅱ（ ）野外における影響が大きいと予測される。特定目的のため持ち込まれる実態がある。		
選定理由	道路や草地に生育し、葉や茎の裏面の主脈にはトゲがある。県内においても侵入が確認されている。市街地の在来植物を基盤とする植生への影響と、トゲによる人体や家畜への被害が危惧される。		
影響の種類 ◎：影響は確実 ○：影響可能性	1（○）捕食、競争、生息環境の改変など、生態的影響 2（ ）在来個体との交雑による遺伝的攪乱 3（○）農林水産業等への被害 4（◎）人間への危害（傷害、家屋侵入、病気の伝播等） 5（ ）その他（風評等）の影響		
県内での定着・確認の状況	1（ ）広範に定着 2（○）局所的に定着 3（ ）確認記録はあるが未定着 4（ ）野外確認記録なし		
侵入・拡大の想定経路	1（ ）意図的な放流・植栽 2（ ）飼育管理下からの逸出 3（○）物資・種苗等への混入 4（○）自然に分布拡大		
原産地・分布	ヨーロッパ原産。1940年代に北日本で確認され、現在ではほぼ全国に帰化している。滋賀県では、草津市、彦根市の市街地の路傍や空き地で確認されている。		
種の特徴	1～2年草。茎や葉の裏面の主脈にはしばしば刺が1列に並ぶ。葉は互生し、羽状に裂けるものと裂けないものがある。頭花は直径約1.2cmで黄白色。総苞片は3列に並ぶ。そう果は長さ約3mmで、長くちばしがある。花期は7～9月。		写真提供： 滋賀自然環境研究会・平野達好
特記事項	農耕地にはあまり侵入しない。		


植物

和名	メリケントキンソウ	滋賀県カテゴリー	中影響外来種
学名	<i>Soliva sessilis</i> Ruiz. et Pav.	外来生物法	
科名	キク科	その他の指定	
選定基準の該当状況	条件Ⅰ（○）県内にすでに定着し、影響が相当に大きい。種を特定した防除の実効性が期待される。 条件Ⅱ（ ）野外における影響が大きいと予測される。特定目的のため持ち込まれる実態がある。		
選定理由	公園など地肌が見える明るい場所で生育し、トゲのある種子を形成する。県内においても侵入が確認されている。トゲによる人体や家畜への被害が危惧される。		
影響の種類 ◎：影響は確実 ○：影響可能性	1（○）捕食、競争、生息環境の改変など、生態的影響 2（ ）在来個体との交雑による遺伝的攪乱 3（○）農林水産業等への被害 4（◎）人間への危害（傷害、家屋侵入、病気の伝播等） 5（ ）その他（風評等）の影響		
県内での定着・確認の状況	1（ ）広範に定着 2（○）局所的に定着 3（ ）確認記録はあるが未定着 4（ ）野外確認記録なし		
侵入・拡大の想定経路	1（ ）意図的な放流・植栽 2（ ）飼育管理下からの逸出 3（○）物資・種苗等への混入 4（○）自然に分布拡大		
原産地・分布	南アメリカ原産。1930年代に和歌山県で発見され、現在は、東海地方、本州南部、四国、九州に分布している。県内では草津市湖岸の緑地公園で確認されている。		
種の特徴	草丈が3～5cm程度と低く、草が混み合う場所では10cmほどと高くなる。葉は幅が0.2cm、長さが0.4cmで、ひし形～倒披針形で先が尖る。発芽は一般的に秋（10月ごろ）、ときに春（3月ごろ）。開花は4～5月、穂状の花は直径が10mm程度で薄い黄色。結実は5～6月で、2mm位の鋭いトゲのある種子を約100～300個形成する。		写真提供： 滋賀自然環境研究会・平野達好
特記事項	トゲが靴などに刺さり広がっていく。		

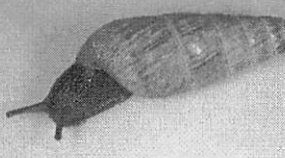
貝類

和名	ヒメリンゴマイマイ	滋賀県カテゴリー	侵入警戒外来種
学名	<i>Cornu aspersus (Helix aspersus)</i>	外来生物法	
科名	マイマイ科	その他の指定	
選定基準の該当状況	条件Ⅰ()県内にすでに定着し、影響が相当に大きい。種を特定した防除の実効性が期待される。 条件Ⅱ(○)野外における影響が大きいと予測される。特定目的のため持ち込まれる実態がある。		
選定理由	国内では大阪府、千葉県、茨城県などに定着しており、乾燥耐性が非常に強く、海外では農業被害を及ぼしている。滋賀県でも早期警戒が必要。		
影響の種類 ◎：影響は確実 ○：影響可能性	1(○)捕食、競争、生息環境の改変など、生態的影響 2()在来個体との交雑による遺伝的攪乱 3(◎)農林水産業等への被害 4(○)人間への危害(傷害、家屋侵入、病気の伝播等) 5()その他(風評等)の影響		
県内での定着・確認の状況	1()広範に定着 2()局所的に定着 3()確認記録はあるが未定着 4(○)野外確認記録なし		
侵入・拡大の想定経路	1()意図的な放流・植栽 2()飼育管理下からの逸出 3(○)物資・種苗等への混入 4(○)自然に分布拡大		
原産地・分布	西ヨーロッパから地中海沿岸が原産。日本では、2009年に大阪府門真市で侵入が確認された。千葉県から茨城県にも定着。		
種の特徴	乾燥耐性が非常に強く、海外では農業被害を及ぼしている。		
特記事項	国内での分布拡大の状況から、滋賀県でも早期警戒が必要。		

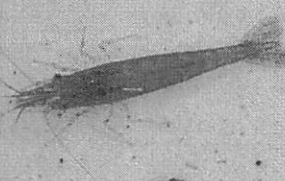
貝類

和名	マダラコウラナメクジ	滋賀県カテゴリー	侵入警戒外来種
学名	<i>Limax maximus</i>	外来生物法	その他の総合対策外来種
科名	コウラナメクジ科	その他の指定	
選定基準の該当状況	条件Ⅰ()県内にすでに定着し、影響が相当に大きい。種を特定した防除の実効性が期待される。 条件Ⅱ(○)野外における影響が大きいと予測される。特定目的のため持ち込まれる実態がある。		
選定理由	国内では茨城県、島根県、長野県、埼玉県などに定着しており、体長15cmに達する超大型のナメクジであり、海外では農業被害を及ぼしている。また、在来種に悪影響を及ぼすおそれがある。滋賀県でも早期警戒が必要。		
影響の種類 ◎：影響は確実 ○：影響可能性	1(○)捕食、競争、生息環境の改変など、生態的影響 2()在来個体との交雑による遺伝的攪乱 3(◎)農林水産業等への被害 4(○)人間への危害(傷害、家屋侵入、病気の伝播等) 5()その他(風評等)の影響		
県内での定着・確認の状況	1()広範に定着 2()局所的に定着 3()確認記録はあるが未定着 4(○)野外確認記録なし		
侵入・拡大の想定経路	1()意図的な放流・植栽 2()飼育管理下からの逸出 3(○)物資・種苗等への混入 4(○)自然に分布拡大		
原産地・分布	ヨーロッパ原産。北米、南米、南部アフリカ、オーストラリアにも侵入。日本では、2006年に茨城県、ほか北海道、埼玉県、長野県、島根県などに定着。		
種の特徴	体長15cmに達する超大型のナメクジ。海外では農業被害を起こすことが知られている。また、在来種に悪影響を及ぼす恐れがある。		
特記事項	国内での分布拡大の状況から、滋賀県でも早期警戒が必要。		

貝類

和名	オオクビキレガイ	滋賀県カテゴリー	侵入警戒外来種
学名	<i>Rumina decollata</i>	外来生物法	その他の総合対策外来種
科名	オカチョウジガイ科(オカクチキレガイ科)	その他の指定	
選定基準の該当状況	条件Ⅰ()県内にすでに定着し、影響が相当に大きい。種を特定した防除の実効性が期待される。 条件Ⅱ(○)野外における影響が大きいと予測される。特定目的のため持ち込まれる実態がある。		
選定理由	国内では九州北部や京阪神などに定着しており、乾燥に強く畑地で増殖が可能であり、農業被害や在来種への影響が危惧される。滋賀県でも早期警戒が必要。		
影響の種類 ◎：影響は確実 ○：影響可能性	1(○)捕食、競争、生息環境の改変など、生態的影響 2()在来個体との交雑による遺伝的攪乱 3(◎)農林水産業等への被害 4()人間への危害(傷害、家屋侵入、病気の伝播等) 5()その他(風評等)の影響		
県内での定着・確認の状況	1()広範に定着 2()局所的に定着 3()確認記録はあるが未定着 4(○)野外確認記録なし		
侵入・拡大の想定経路	1()意図的な放流・植栽 2()飼育管理下からの逸出 3(○)物資・種苗等への混入 4(○)自然に分布拡大		
原産地・分布	スペイン南部、地中海沿岸原産。日本では、1988年に北九州市で確認。大阪府、兵庫県、和歌山県、山口県、福岡県、佐賀県、熊本県などに定着。		
種の特徴	雑食性で、農業被害、在来種へ影響を及ぼす恐れから警戒されている。乾燥に強く畑地で増殖が可能、気温が高いと年中繁殖可能。		写真提供： 大阪市立自然史博物館・石田惣
特記事項	大阪平野では徐々に分布範囲を拡大しており、滋賀県でも侵入警戒が必要。		

甲殻類

和名	カワリヌマエビ属(ミナミヌマエビの滋賀県個体群を除く)	滋賀県カテゴリー	強影響外来種
学名	<i>Neocaridina</i> spp.	外来生物法	
科名	ヌマエビ科	その他の指定	
選定基準の該当状況	条件Ⅰ(○)県内にすでに定着し、影響が相当に大きい。種を特定した防除の実効性が期待される。 条件Ⅱ(○)野外における影響が大きいと予測される。特定目的のため持ち込まれる実態がある。		
選定理由	本種は、水槽や池で餌として飼育されていたり栽培されていた水草に付着していたものが野外に捨てられ、野生化した可能性が高い。在来のヌマエビ(滋賀県RDB希少種)とよく似た生息場所に生息することから、在来種への影響が懸念される。		
影響の種類 ◎：影響は確実 ○：影響可能性	1(◎)捕食、競争、生息環境の改変など、生態的影響 2(○)在来個体との交雑による遺伝的攪乱 3(○)農林水産業等への被害 4()人間への危害(傷害、家屋侵入、病気の伝播等) 5()その他(風評等)の影響		
県内での定着・確認の状況	1(○)広範に定着 2()局所的に定着 3()確認記録はあるが未定着 4()野外確認記録なし		
侵入・拡大の想定経路	1()意図的な放流・植栽 2(○)飼育管理下からの逸出 3(○)物資・種苗等への混入 4(○)自然に分布拡大		
原産地・分布	近年、日本各地で採集され、分布域を拡大している。いつごろから侵入していたかは不明である。琵琶湖では、2001年に北湖東岸の早崎周辺で採集され、その後、北湖西岸や日野町の河川などでも確認された		
種の特徴	本種の雄は、額角が短いこと、第3胸脚の前節(propodus)が湾曲していること、で在来のミナミヌマエビと区別される。現在、琵琶湖で確認された個体群は、形態的にも遺伝的にもミナミヌマエビとは違うことが確認されており、外来種であることはほぼ確実である。		
特記事項	現在インターネットやペットショップで「ミナミヌマエビ」や「チェリーシュリンプ」の名称で販売されているものは、ほぼ本種であると考えて間違いがない。		